

【産業雇用安定助成金 支給申請書 (出向元事業主部分) 記載例 その1】

様式第6号(1)

産業雇用安定助成金 支給申請書

※ 受付番号	※ 支給対象期 (出向)

産業雇用安定助成金の支給を受けたいので、裏面記載の注意事項を了解し、次のとおり申請します。なお、この申請書の記載事項に係る確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。

令和3年11月10日

事業主 住所 〒111-1111 福島県郡山市●●1-1-1 事業主 住所 〒 〃 〃 〃
 又は 名称 ●●興業 株式会社 (委託代行者・事務代行者) 名称 〃 〃 〃
 代理人 氏名 安定 太郎 社会保険労務士 氏名 〃 〃 〃

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の、右上欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の、右上欄に申請者の氏名等を記載して下さい。

福島 労働局長 殿
 (郡山 公共職業安定所経由)

【支給申請頻度】(1 2 3 4 5 6)ヶ月ごと

【出向元事業主申請欄】※出向元事業主が記載してください。

(1) 名称 ●●興業 株式会社 事業所番号 1111-111111-1	(2) 所在地 〒111-1111 福島県郡山市●●1-1-1 電話番号 000-0000-0000	※大・中小
(3) 事務担当者職氏名 総務部長 職業花子	(4) 産業分類 (大分類) N (生活関連サービス業、娯楽業)	(5) 支給申請に係る出向労働者数 2人
(6) 支給申請金額 1,567,200円	(7) 出向元事業主との間に資本的・経済的・組織的關係 (有・無)	(8) 本出向は、人事交流のため、経営戦略のため、業務提携のため、実習のため等雇用調整を目的としないで行われるものでないこと及び労働者を交換し合うことになるものではない。 (は・い・え)
(9) 支給対象期における助成金の支給対象となる出向の受け入れ又はその他助成金支給の有無。 (有・無)	(10) 出向元事業主との間に資本的・経済的・組織的關係 (有・無)	(11) 支給対象期における助成金の支給対象となる出向の実施又はその他助成金支給の有無。 (有・無)

令和3年11月10日

事業主 住所 〒111-1111 福島県福島市●●9-9-9 事業主 住所 〒 〃 〃 〃
 又は 名称 ▲▲IT 株式会社 (委託代行者・事務代行者) 名称 〃 〃 〃
 代理人 氏名 福浦 次郎 社会保険労務士 氏名 〃 〃 〃

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の、右上欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の、右上欄に申請者の氏名等を記載して下さい。

福島 労働局長 殿
 (郡山 公共職業安定所経由)

【出向元事業主申請欄】※出向元事業主が記載してください。

(1) 名称 ▲▲IT 株式会社 事業所番号 1111-999999-9	(2) 所在地 〒111-1111 福島県福島市●●9-9-9 電話番号 999-999-9999	※大・中小
(3) 事務担当者職氏名 人事部長 人事次男	(4) 産業分類 (大分類) G (情報通信業)	(5) 支給申請に係る出向労働者数 2人
(6) 支給申請金額 1,567,200円	(7) 出向元事業主との間に資本的・経済的・組織的關係 (有・無)	(8) 本出向は、人事交流のため、経営戦略のため、業務提携のため、実習のため等雇用調整を目的としないで行われるものでないこと及び労働者を交換し合うことになるものではない。 (は・い・え)
(9) 支給対象期における助成金の支給対象となる出向の実施又はその他助成金支給の有無。 (有・無)	(10) 出向元事業主との間に資本的・経済的・組織的關係 (有・無)	(11) 支給対象期における助成金の支給対象となる出向の実施又はその他助成金支給の有無。 (有・無)

様式第1号の計画届別紙1に記載した支給申請頻度を選択してください。

今回支給申請する支給対象期中に要した出向初期経費と出向運営経費の合計として、様式第6号(4)①の出向元事業所欄の額を記載してください。

今回支給申請する支給対象期中の出向労働者の数の合計を記載してください。

様式第1号の計画届に記載した産業分類の大分類を記載してください。

出向元事業主と出向先事業主との間に資本金等の関係がある場合には有とし、その内容を記入してください。

本様式に記載する出向先事業主から出向労働者を受け入れている場合はいいえを選択してください。

出向元事業所において、支給対象期中に、他の事業主に雇用されている雇用保険被保険者を出向により雇い入れていたか否か、併給調整の対象となる助成金等の支給対象となる労働者を雇っていたか否か、又は本助成金以外で国・地方公共団体からの補助金等を受けていたか否か、もしくは、申請する予定があるかどうかについて、「有」又は「無」のどちらかに「○」を付けてください。「有」の場合は受給している(受給する)助成金等の具体的な名称を記入してください。なお、欄に記入しきれない場合は、別紙(様式任意)にまとめてください。

【同時に提出しなければならない支給申請書様式】

(1) 様式第6号(以下のa~cのうち該当するもの)

- a 出向元事業主が出向先事業主に対して賃金の全部又は一部を補助する
 - (a) 出向先事業主が出向労働者に対して賃金を支払う【A型】
 - ・様式第6号(2)a
 - ・様式第6号(4)
 - (b) 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者に対して賃金を支払う【B型】
 - ・様式第6号(2)b
 - ・様式第6号(4)
 - b 出向元事業主が出向労働者に対して賃金を支払う
 - (a) 出向元事業主が出向先事業主から賃金の全部又は一部を補助を受ける【C型】
 - ・様式第6号(2)c d
 - ・様式第6号(4)
 - (b) 出向元事業主が出向先事業主から賃金の一部の補助を受け、出向先事業主が賃金を支払う【D型】
 - ・様式第6号(2)c d
 - ・様式第6号(4)
 - (c) 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者に対して賃金を支払う(出向元事業主と出向先事業主間の賃金の補助はない)【E型】
 - ・様式第6号(2) efg
 - ・様式第6号(4)
 - (d) 出向元事業主が出向労働者に対して全額賃金を支払う【F型】
 - ・様式第6号(2) efg
 - ・様式第6号(4)
 - c 出向先事業主のみが労働者に対して賃金を支払う【G型】
 - ・様式第6号(2) efg
 - ・様式第6号(4)
- (2) 様式第6号別紙(出向初期経費について申請する場合)

【添付書類】

- 支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)
- 確認書類(4)(出向の実績に関する書類)(→p.29参照)
 - ① 出向の事実、出向の時期、出向労働者の人数、出向の形態と雇用関係及び雇用保険被保険者資格の確認のための書類
 - ② 出向労働者の賃金の支払い状況等の確認のための書類
- (助成率の上乗せを希望する場合)
- 様式第7号(1)(雇用維持事業主申告書)
- 様式第7号(2)(労働者派遣契約に係る契約期間遵守証明書)
- 確認書類(5)(雇用維持要件の確認書類)
 - ・雇用維持要件の確認のために必要となる期間における月ごとのその人数を確認することができる「派遣先管理台帳」

【産業雇用安定助成金 支給申請書 (出向先事業主部分) 記載例 その2】

様式第6号(1)

産業雇用安定助成金 支給申請書

産業雇用安定助成金の支給を受けたいので、裏面記載の注意事項を了解し、次のとおり申請します。なお、この申請書の記載事項に係る確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。

令和3年11月10日

事業主 住所 〒111-1111 福島県郡山市●●1-1-1 事業主 住所 〒
又は 名称 ●●興業 株式会社 (代表者・事務代理者) 名称
代理人 氏名 安定 太郎 社会保険労務士 氏名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の、右上欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の、右上欄に申請者の氏名等を記載して下さい。

福島 労働局長 殿
(郡山 公共職業安定所経由)

【支給申請頻度】(1 2 3 4 5 6) ヶ月ごと

【出向元事業主申請欄】※出向元事業主が記載してください。

(1) 名称 ●●興業 株式会社 事業所番号 1111-111111-1		(2) 所在地 〒111-1111 福島県郡山市●●1-1-1		※大・中小	
(3) 事務担当者氏名 総務部長 梅葉花子		(4) 産業分類 (大分類) N(生活関連サービス業、娯楽業)	(5) 支給申請に係る出向労働者数 2 人	(6) 支給申請金額 1,567,200 円	
(7) 出向元事業主との間に資金的・経済的・組織的関係 (有・無)		(有の場合はその内容)			
(8) 本出向は、人事交流のため、経営戦略のため、業務提携のため、実習のため等雇用調整を目的としないで行われるものでないこと及び労働者交換し合うことによるものではない (はい・いいえ)		(いいえの場合はその目的等)			
(9) 支給対象期における助成金の支給対象となる出向の受け入れ又はその他助成金支給の有無。 (有・無)		(有の場合その受けている助成金等名)			

令和3年11月10日

事業主 住所 〒111-1111 福島県福島市●●9-9-9 事業主 住所 〒
又は 名称 ▲▲I T 株式会社 (代表者・事務代理者) 名称
代理人 氏名 雇用 次郎 社会保険労務士 氏名

申請者が代理の場合、上欄に代理人の、右上欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の、右上欄に申請者の氏名等を記載して下さい。

福島 労働局長 殿
(郡山 公共職業安定所経由)

【出向先事業主申請欄】※出向先事業主が記載してください。

(1) 名称 ▲▲I T 株式会社 事業所番号 1111-999999-9		(2) 所在地 〒111-1111 福島県福島市●●9-9-9		※大・中小	
(3) 事務担当者氏名 人事部長 人事次郎		(4) 産業分類 (大分類) G(情報通信業)	(5) 支給申請に係る出向労働者数 2 人	(6) 支給申請金額 1,567,200 円	
(7) 出向元事業主との間に資金的・経済的・組織的関係 (有・無)		(有の場合はその内容)			
(8) 本出向は、人事交流のため、経営戦略のため、業務提携のため、実習のため等雇用調整を目的としないで行われるものでないこと及び労働者交換し合うことによるものではない (はい・いいえ)		(いいえの場合はその目的等)			
(9) 支給対象期における助成金の支給対象となる出向の実施又はその他助成金支給の有無。 (有・無)		(有の場合その受けている助成金等名)			

今回支給申請する支給対象期中に要した出向初期経費と出向運営経費の合計として、様式第6号(4)①の出向先事業主所の額を記載してください。

今回支給申請する支給対象期中の出向労働者の数の合計を記載してください。

様式第2号の計画届に記載した産業分類の大分類を記載してください。

出向元事業主と出向先事業主との間に資本金等の関係がある場合には有とし、その内容を記入してください。

本様式に記載する出向元事業主へ出向労働者を送り出している場合はいいえを選択してください。

出向先事業所において、支給対象期中に、当該事業所の被保険者について、本助成金、雇用調整助成金(出向)または通年雇用助成金の支給対象となる出向を行っていたか否か、又は本助成金以外で国・地方公共団体からの補助金等を受けていたか否か、もしくは、申請する予定があるかどうかについて、「有」又は「無」のどちらかに「○」を付けてください。「有」の場合は受給している(受給する)助成金等の具体的な名称を記入してください。なお、欄に記入しきれない場合は、別紙(様式任意)にまとめてください。

【同時に提出しなければならない支給申請書様式】

(1) 様式第6号(以下のa~cのうち該当するもの)

- a 出向元事業主が出向先事業主に対して賃金の全部又は一部を補助する
 - (a) 出向先事業主が出向労働者に対して賃金を支払う【A型】
 - ・様式第6号(3)ab
 - (b) 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者に対して賃金を支払う【B型】
 - ・様式第6号(3)ab
 - b 出向元事業主が出向労働者に対して賃金を支払う
 - (a) 出向元事業主が出向先事業主から賃金の全部又は一部の補助を受ける【C型】
 - ・様式第6号(3)c
 - (b) 出向元事業主が出向先事業主から賃金の一部の補助を受け、出向先事業主が賃金を支払う【D型】
 - ・様式第6号(3)d
 - (c) 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者に対して賃金を支払う(出向元事業主と出向先事業主間の賃金の補助はない)【E型】
 - ・様式第6号(3)efg
 - (d) 出向元事業主が出向労働者に対して全額賃金を支払う【F型】
 - ・様式第6号(3)efg
 - c 出向先事業主のみが労働者に対して賃金を支払う【G型】
 - ・様式第6号(3)efg
- (2) 様式第6号別紙(出向初期経費について申請する場合)

【添付書類】

- 支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)
- 確認書類(4)(出向の実績に関する書類)(→p.29参照)
 - ① 出向の事実、出向の時期、出向労働者の人数、出向の形態と雇用関係及び雇用保険被保険者資格の確認のための書類
 - ② 出向労働者の賃金の支払い状況等の確認のための書類

(※) 支給申請書の提出は郵送による提出が可能です(郵送事故防止のため、必ず簡易書留など配達記録が残る方法で、郵送してください。)